

総務委員会会議録

平成28年5月16日(月)

(開 会) 10:02

(閉 会) 12:18

【 案 件 】

1. 請願第5号 玄海原発再稼働について九州電力(株)に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願
2. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 飯塚市立地適正化計画の策定状況について (地域連携都市政策室)
2. アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流事業について (地域政策課)
3. 平成28年熊本地震について (防災安全課)
4. 職員の処分について (人事課)
5. 第3次公共施設等のあり方に関する実施計画の策定について (行財政改革推進課)
6. 公用車での交通事故の状況について (管財課)
7. 土地明渡等請求事件の提訴について (管財課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「請願第5号 玄海原発再稼働について九州電力(株)に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願」を議題といたします。初めに訂正について事務局から説明させます。

○議会事務局次長

請願第5号につきましては、請願者より4月26日付で、株式会社九州電力を九州電力株式会社に訂正を求める申し出がございました。これにつきましては、軽微なものとして議長において訂正を認めておりますので、よろしくお願ひいたします。本日配付しております請願書につきましては、訂正後の「九州電力(株)」と記載されたものを配付しております。

○委員長

訂正については事務局説明のとおりご了承を願います。本日は、3月に開催された委員会での決定に基づき、紹介議員に説明のため出席をお願いしております。それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

○瀬戸議員

「請願第5号 玄海原発再稼働について九州電力(株)に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願」についての説明をさせていただきます。

九州電力株式会社に対して、玄海原発再稼働前に飯塚市で公開での、希望する誰もが参加できる説明会を開催することを求める要請をしていただけることをお願ひいたします。

2011年3月11日の福島原発事故から4年8カ月が過ぎました。今も10万人以上の人々が故郷を追われたままです。事故現場では被曝を重ねながらの収束作業にもかかわらず、汚染水問題は解決せず、溶け落ちた燃料がどこにあるのかもわかっていません。次の事故を起こさないよう安全に運転するために絶対必要な事故原因究明もいまだになされていません。

そういう状況なのですが、九州電力株式会社は川内原発に続いて、玄海原発の再稼働への手続を進めています。福島原発事故によって大量に放出された放射能は、風に乗って運ばれ拡散し、風下となった東日本を中心とした各地を汚染しました。事故当時、最悪のシナリオを作っ

た当時の原子力委員長近藤駿介氏は250キロメートル圏、首都圏も含めた5千万人の避難の可能性を報告しています。大飯原発運転差し止め判決で「原発から250キロメートル圏内の住民に具体的な危険があり、人格権が侵害される」とされましたが、こういった経緯があつてのことです。

私たちの住む飯塚市は、玄海原発からおよそ80キロメートル東に位置しています。飯塚市の防災計画では、原発事故による市民の避難も想定されます。

福島事故のようなことが起これば、偏西風の影響で、風下にある飯塚市が汚染されるのではないかと私たちは心配しています。

よって、九州電力株式会社に対して、玄海原発再稼働前に、希望する誰もが参加できる説明会を飯塚市で開催することを求める要請をしてくださることをお願いいたします。市の防災計画を補完し、周知する意味でも開催の要請をお願いいたします。これで説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。瀬戸 光議員さん、本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。

(退 席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

私は、この請願は当然採択されてしかるべきだと考えておりますけれども、議会が継続審査してる間に、市のほうでこの請願の趣旨検討しているのではないかと思います。そこで、この請願のとおり、市として九州電力株式会社に公開の、この趣旨の説明会を開催要請する意思があるかどうか、お尋ねします。

○総務部長

現在のところ、そういった協議はまだ行っておりません。

○川上委員

この請願は、議会に出されています。しかし、趣旨は、市が要請をしてもらいたいという趣旨なんですね。まだ協議をしていないという、協議が終わっていないということですか。始めていないということですか。

○総務部長

始めていないということでございます。

○川上委員

いつごろから始めますか。

○総務部長

検討させていただきたいと思っています。開始時期等、まだ何も決まっていない状況でございます。

○川上委員

それでは、皆さんの背中を押す意味で質問したいと思います。本市は飯塚市地域防災計画を策定しています。直近で平成26年の6月となっているわけですがけれども、この中で原子力災害についてはどういう位置づけになっていますか。

○防災安全課長

第5章の大規模事故等応急対策計画の中の「第4節 放射線災害対策」と「第5節 原子力災害対策」に記載をいたしております。

○川上委員

それは、大規模事故等応急対策計画の中の第5節 原子力災害対策ですね。予防というがあ

るでしょう。どうなってますか。

○委員長

答弁できますか。

○防災安全課長

今回持参しております第5節の原子力災害対策では予防のほうは、記載している資料は持ってきておりません。全体的なものとしての、予防対策だと思いますけども、この部分では掲載している資料を持ちあわせておりませんのでご了承ください。

○川上委員

持ってきたらいいじゃないですか、地域防災計画。防災計画の中にあることを聞いてるわけでしょ。で、持ってきていないから答弁ができないというのはやる気の問題でしょ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:12

再 開 10:15

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

飯塚市の地域防災計画の第2章に災害予防計画を記載しております。その基本方針としましては、人命損失防止対策の重点的推進、2としまして重度の生活障害防止対策の推進、3としまして、防災的な土地利用の推進、4 防災基幹施設の防災対策の推進、5 防災力の向上、6 効果的な応急対策のための事前対策の推進を基本方針として掲げております。

○川上委員

佐賀のほうから飯塚のほうに風が吹いてきますか。大体、飯塚から佐賀のほうに風が吹きますかね。その認識があるから、この地域防災計画の中に2章で、災害予防計画があるんだけど、第11に原子力災害予防対策の推進と書いてるじゃないですか。そして先ほど言われた第5章があるわけですね。

こうしたことがありながら、昨年12月に請願が出てね、半年、ほぼ半年経ってるわけですよ。それで協議を1回もしていないのか。皆さんが協議をしていなくても、担当の部署では研究をしていると思います。ここでいう、玄海原発の再稼働の手続を進めているというのはどういう事情ですか。

○委員長

川上委員、2月。12月じゃない。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:17

再 開 10:18

委員会を再開いたします。

○総務部長

定期的に九州電力の飯塚営業所の所長さんのほうから、そういう原発のことも含めて消費電力の関係ですとか、そういった説明を受けておりますが、玄海のことについては、まだそういった説明は受けておりませんので、まだ新聞紙上等々での状況でしか把握をできてないと。今、質問委員が言われるような状況でしか、まだ把握はできておりません。

○川上委員

先ほど12月と言ったのは、2月だそうなので訂正します。したがって、半年というのを訂正しますけども、いずれにしてもね、十分な期間があったわけですよ。しかもこの時期というのは非常に重要な時期だったでしょ。あなた、総務部長は新聞紙上の状況は把握していると言われた。その新聞紙上でどういうふう把握しておるのか、それで十分ですから、このと

ころ、どういうふうにつかんでいるのか答弁してください。

○総務部長

ちょっと新聞持ってきてないので詳しくはあれですけど、何号機かの稼働に向けて検討してあるという程度しか記憶をしておりません。

○川上委員

部長はその程度だけど、課長はもう少ししっかりしてるんじゃないですか。担当課長は答弁できますか。

○防災安全課長

中身の詳しい部分は存じてませんが、再稼働に向けての協議が行われようとしているという情報の把握しかできておりません。

○川上委員

市長、玄海原発、原発何機あるんですか。それごとに今どういう状態にあるか、それは把握してるでしょ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:21

再 開 10:24

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

4号機まであって、1号機はもう既に廃炉、3つの分が点検中だと記憶しております。

○川上委員

1号機はね、昨年4月27日に運転停止を決定してるんですよ。いわゆる廃炉ですね。2、3、4が定期検査中ということになってるわけ。今度動かそうとしてるのはどれですか。どういう手続をとってるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:25

再 開 10:25

委員会を再開いたします。

○副市長

検討するというようなことは、先ほどそういう言い方で総務部長答えましたが、当然市長も、住民の安全安心ということが、これも最大の課題でございますので、九電のほうに対して、説明会の開催をぜひやってくれというような申し入れを行いたいというふうに考えております。もちろん原発については、新聞報道等であってますように、いろんな、専門的な知識ありませんけど、世界一厳しい基準で決められたことで、随時あちこちで許可が出ているというような状況もあっているようでございますが、とにかく、この請願については、真摯に行政としても対応していきたいというふうに考えております。

○川上委員

質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「請願第5号 玄海原発再稼働について九州電力(株)に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願」に賛成の立場から討論を行います。

今、玄海原発については、プルサーマル運転の3号機と及び、通常の燃料によるウラン燃料による4号機について、原子力規制委員会に対して安全審査に関する手続が進められているわけです。これが終了次第、九電は再稼働というもくろみのようですけれども、実は同様の、先ほど答弁で世界一厳しいと言われましたけれども、同様の基準を通過して、運転を再開した高浜の3号機4号機、4号機については運転開始直後に事故発生して停止しましたね。で、3号機については稼働したわけですが、これについて、3月の9日大津地裁が差止めの仮処分決定を行いました。で、翌日、3号機も、4号機はもう既に停まっていたから、3号機が停止したということなんですね。それでね、九電に対しては、希望する誰もが参加できる説明会を、請願に書いてあるように、きちんと開いてもらいたいというふうに、先ほど答弁がありましたように、強く求めていただきたいということを述べて討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第5号 玄海原発再稼働について九州電力(株)に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

全会一致。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

次に、「入札制度について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○契約課長

平成27年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。資料の「入札制度について」をお願いいたします。

まず、「平成27年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。この資料は、平成27年度の工事契約落札率別内訳表でございます。設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みでさらに細かく分類をしております。

平成27年度の入札件数といたしましては194件で、契約金額の総額は38億4826万1395円でありまして、その平均落札率は89.69%となっております。

次に、「平成27年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページから7ページをお願いいたします。平成27年度の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。

平成27年度は、81件の一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては、土木一式工事が50件、建築一式工事が30件、専門工事が1件となっております。81件のうち、64件が最低制限価格に応札がなされ、62件については、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、7ページの一番下の欄に平均として記載しておりますが、87.01%となっております。

次に、「平成27年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の8ページから9ページをお願いいたします。平成27年度の等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札実施状況で平成27年度は11件実

施しております。なお、落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、86.88%となっております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度建設工事の入札執行状況についての説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この4月1日からですね、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律改正が施行されています。この法律との関係で本市の入札制度を見直してみることも重要だと思います。

また、今報告がありました平成27年度の実績、現実からもですね、捉えることが必要だと思います。そこで、今報告のありました中で、私が特に注目したいと思っておりますのは、1者入札に競争性が働いているのかという問題意識、2つ目は、それとのかかわりもあるわけですけれども、全体について工事内訳書がどのようであったか。3点目は、施工体制台帳及び施工体系図等が確認されているかどうかについてお尋ねをしたいと思っております。そこで、まず、先ほど述べました、国の法律についてどのように受けとめているのか、お尋ねをします。

○契約課長

昨今、公共工事の発注が多い中、ただいま委員のご指摘のように、入札制度等についても見直し等を随時行っていくようにということで、国及び県等から指導等がまいておるところでございます。先ほどご紹介いただきました法の改正等に基づきまして、今年度、市の契約課といたしましても、最低制限価格の基準の見直しということが通達があっておりましたので、これに基づきまして、一部最低制限価格を見直し、若干ではございますけれども、最低制限価格が今までの積算よりも上昇しているところがございます。

○川上委員

この法とのかかわりで、適正化指針というのを出されておりますけれども、5つ改正のポイントがあるんですね。で、これが本市の状況にどのように結びつくかということだと思っておりますけれども、1つは、ダンピング対策の強化というのがあるんです。それから2つ目は、歩切りの根絶、3つ目は、適切な契約変更の実施、適当に契約変更してはいけないよということなんですね。4つ目は、社会保険等未加入業者の排除と。5つ目は、談合防止策の強化ということなんですけれども、今答弁がありました最低制限価格の見直し、それによる上昇傾向については、今私が述べたこととのかかわりではどういふかかわりになりますか。

○契約課長

ただいま委員がご紹介いただきました内容等について、ダンピングの対策の強化ということでご紹介をいただいたわけですが、御存じのように、うちのほうは現在、予定価格、最低制限価格、ともに事前公表させていただいております。最低制限価格は社会情勢を鑑みて、その中で、今回上昇したということになれば、最低制限価格でくじ引きが多い現状がございまして、それだけ業者さんのほうが適切な利益が確保できるのではないかというふうには考えております。

○川上委員

報告聞きますと、この最低制限価格による問題を解決するために変動型を導入したわけですが、この変動型最低制限価格方式の落札率は平均で86.88%ですね。で、一方で条件付一般競争入札は87.01%です。この数字を見た上で、この変動型についての効果についてどのようにお考えか、お尋ねします。

○契約課長

この変動型最低制限価格方式につきましては、平成22年度から導入をいたしておるところ

でございます。導入当初につきましては、最低制限価格が皆さん業者さんの応札される札の金額によって決定することから、そうですね、ダンピングの若干傾向がございましたが、しかしながら、この制度も定着し、昨今につきましてこの辺の評価はまた分かれるところもございましょうが、今委員がおっしゃられますように、一般競争入札の平均落札が87.01%、変動型のほうが86.88%ですので、かなりその辺が今近づいてきておりますので、今は有効に機能しておるのではないかというふうに考えております。

○川上委員

このですね、変動型と条件付のそれぞれの落札率には関係がないんですね。私こう見てみると。この数字が比較的近いことをとって、変動型がどうだとか条件付きがどうだとかというのは、余り関係がないというふうに私は考えました。そこでですね、報告のありました中で、1者入札がどのくらい件数あるか、お尋ねします。

○契約課長

平成27年度は5件発生いたしております。

○川上委員

合併後という、10年になりますから、大変ですけども、近年この1者入札というのは、どのくらい発生してますか。

○契約課長

1者入札につきましてはですね、平成26年度、大型発注が集中しました年度でございますが、この年度の前までは、1者入札を認めておりませんでした。それまでは1者では入札を中止しておったわけですが、26年度は非常に多くの大量の発注を行いましたものですから、その中で1者でも応札可能というふうに、法を改めたところでございます。で、26年度で4件、5件ぐらいが、26年度発生いたしております。

○川上委員

前の総務委員会でこの1者入札について問題ありということで各研究機関、研究者が、いろいろ論文書いてることを紹介したと思います。そこで、27年の1者入札の案件について、全て紹介してください。

○契約課長

平成27年度、入札日をご紹介しながらご案内させていただきます。平成27年5月19日入札案件であります飯塚小学校大規模改造（その4）工事、次に同日の入札であります菰田小学校大規模改造（その3）工事、次に平成27年6月9日入札の鯉田小学校大規模改造（その4）工事、それから、平成27年10月14日入札の（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（プール棟）工事、次に、平成27年11月10日入札の（仮称）子育てプラザ建設工事、以上でございます。

○川上委員

その落札業者も紹介してください。

○契約課長

菰田小学校大規模改造（その3）工事が協同建設株式会社でございます。次に、飯塚小学校大規模改造（その4）工事が三協増改築センターでございます。次に、鯉田小学校大規模改造（その4）工事が株式会社サカヒラでございます。その次に、（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（プール棟）工事が株式会社サカヒラでございます。次に、（仮称）子育てプラザ建設工事が協同建設株式会社、以上でございます。

○川上委員

そこで、平成25年までは1者入札を認めていなかったと、平成26年から認めたと。競争性が働くかということなんですよね。その5件について、落札率が幾らか、答弁を求めます。

○契約課長

菰田小学校大規模改造（その3）工事ですけれども、これにつきましては落札率が100%でございます。次に、飯塚小学校大規模改造（その4）工事ですけれども、これにつきましては99.86%でございます。次に、鯉田小学校大規模改造（その4）工事につきましては、落札率が100%です。次に（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（プール棟）工事につきましては、落札率が100%です。次に、（仮称）子育て交流プラザ建設工事につきましても、落札率は100%、以上でございます。

○川上委員

1者入札が5ですかね。そしてそのうち4つが100%で、1つは99.86%と。どうして100%でないのか不思議に思うくらいですね、こうなってくると。

平成27年5月19日の三協増改築センターの場合は、99.86%ということなんですけれども、どういう事情で1者入札になったんですか。

○契約課長

ただいまお尋ねの件でございますが、本案件につきましては、入札に関しましては2者が応札、申し込みをされておったわけですが、入札前までに1者が辞退をされましたので、1者入札になりました。

○川上委員

この1者入札で競争性が確保されているというふうにお考えですか。

○契約課長

先ほどもご案内しましたように、落札率も非常に高うございます。競争性の確保という部分に関しましては実現できてないというふうには考えております。

○川上委員

私は以前の総務委員会で、この競争性を確保する、回復するために1者入札は中止するべきではないか。検討してはいかがかと尋ねたことがありました。その後に、市はこの1者入札についてどのように改善しようとしているのか、していないのか、お尋ねをします。

○契約課長

先だつての委員会でも委員のほうからご指摘いただきましたように、入札をつかさどる契約課といたしましては、ただいまご指摘のとおり競争性及び公平性、こちらのほうを確保していくことが大変重要な責務だとは考えております。ただし、御存じのように平成26年度から続いております大型発注の中で我々もその少ない業者数の中で競争性を確保していくということについては、随時検討はいたしておるところでございますが、今のところ1者入札を、では今後やめてしまうのかというふうな結論までには至っておりません。

○坂平委員

ちょっと執行部にお尋ねしますが、関連になるかもしれませんが、この入札は、大型物件については公募型ですか。

○契約課長

ご指摘のとおり一般競争入札、公募型でございます。

○坂平委員

これ公募された業者は公表されてあるんですか。

○契約課長

入札の実施後には公表いたしております。

○坂平委員

入札前は公表はされていないわけですね。だから、どこが何者、この事業に対して公募してきたかということは各業者さんわからんわけですね。ということであれば、競争性はゼロではないということですよ。ただ、価格はその最高額と最低額は公表されてあると思いますけど。この公募されてきた業者さんの公表が、入札前に公表されていないということであれば、何者公

募ってきてあるかという、応札をされる業者さんにはわからんわけですね。であるならば、競争性はそこで保たれるのではなからうかと私は解釈しますが、どんなふうですか、執行部のほうは。

○契約課長

今委員のご指摘のとおり、事前公表はいたしておりません、事後公表になっておりますので、どこがこの案件に手を挙げてきてるのかというのはわかりませんので、それについては、まさにご指摘のとおりだとは考えております。

○川上委員

今答弁、そのとおりという答弁だったけども、そのことと落札率100%が、競争性がある証明になるかということ、全く裏返しです。事前にどの業者が入札しますかと、これわかったら大変ですよ。以前はわかってたんですよ。現地説明会をするから。顔なじみじゃないですか。もともと顔なじみ。現地で顔合わせをするわけやから、予想が立つわけです。帰りに、もし話し合いをすればそれで終わりです。そのこととね、100%落札というのは関係がないんです。だから競争率はね、これゼロです。

そこで、どうしてこういうことが起きるのかという問題なんですよ。全体的な状況については答弁がありました。つまり、そのようなストレートじゃなかったけども、公共工事がかなりの頻度で発注されていくので、手持ちがあるとか、そういうようなこととか、また特殊な専門的なことということもあるというような説明がこの間あってるんですけども、今回の場合、そうすかかってことなんですよ、この1者入札。そういう事情でなってるかと。平成27年5月19日の1日のことを見ても、これ、入札中止が1つ出ておるでしょう。後に、平成27年6月9日に株式会社サカヒラが100%でとってますよ。鯉田小学校（その4）です。このとき、修成工業が、たった2つしか手挙げてないのに修成工業が辞退してるじゃないですか。これが先ほど答弁があった全体的な状況の中で必然的に生まれてきたものかどうか、市は調査するべきではないかと思えますけど、どうですか。

○契約課長

今お尋ねの案件でございますが、これにつきましては建築の1等級の業者に発注をする案件でございます。委員ご指摘のとおり1回目は応札者がなくなりまして入札が中止になっております。私どものほうで情報収集等努めたところ、この時点で応札見込み業者が1等級の業者さんでも5者ほどおられましたけども、県の筑豊自動車試験場等の工事の発注等、他の公共工事等により人を輩出しておいて、なかなか現場に貼り付けられる人間がないというふうな情報等も得ておりましたので、その結果、第2希望まで広げて入札を行ったというふうな経過でございます。

○川上委員

そのことではなくてですね、なぜこういう形で、1者入札が出てくるのかと。そこをきちんと市として調査するべきではないかということを知っているんですよ。それはまだ調査していないことですかね。

○契約課長

入札を執行いたします契約課といたしましては、先ほども答弁いたしましたように情報収集等には努めております。ただ、今委員ご指摘のように調査という形では行っておりません。

○川上委員

この情報収集というのはよくわからないんです、意味が。市の発注者の責任で、この事態、調査すると。調査の結果もまとめるというくらいして当然のことですよ、この出来事は。

そこでね、全般についてもそうなんですけども、今挙げられた案件について、工事費内訳書についてはどのように確認していますか。

○契約課長

工事費内訳書につきましては、入札の際に提出を義務づけておりますので、都市建設部の職員の方に応援をいただいて内容等を確認し、当然、積算等が誤り等がないかも確認した後に落札決定いたしております。

○川上委員

都市建設部はどのようにチェックしておるのかということなんですよ。今これについてはさまざまなソフトがあつたりするということで、大体似通った数字が出てくるんですよという答弁があつたことありますね。そういうものを都市建設部の協力を得て、どういう角度で確認をしているんですか。

○契約課長

先ほども答弁しましたように、この内訳書が積算が当然誤りがあれば失格になりますので、入札が失格になるわけですが、まず、積算等にミスがないか、また複数の業者さん応札された場合には、それぞれの内訳書に類似性等がないかということについて確認をしていただいているところでございます。

○川上委員

100%で来るんですよ。100%で来るときのチェックの仕方であるでしょう。予定価格とね、予定価格と設計は違うでしょうけども、100%で来るんですよ。その時のチェックの仕方であるでしょ。何でも数字が入っていればいいというわけじゃないでしょ。誤りというのはなんですか、まるがひとつ多いとか、段を間違つてるとか、そういう角度じゃないんですよ。100%で来たときの、そういうケースの場合のですね、1者入札の場合のチェックの仕方ですよ。普通のことじゃない。そこのところどう考えておるのか、考えてないのかね。漫然と縦横だけでやってるのか。そこ心配してるわけです。どのようにチェックしてるでしょう。

○契約課長

漫然と、といいますか、内訳書、1者だけの内訳書でございましたら、今委員のご指摘のように、例えば100%だから、例えば別の角度という視点では行ってはおりません。

○川上委員

設計金額と予定価格とどちらが上ですか。

○契約課長

先ほど委員ご指摘いただきましたけど、今、公共工事等でいろいろ指導があつておまして、いわゆる歩切りをするなという指導があつておりますので、基本的に設計金額、イコールでございます。

○川上委員

そしたら、あなた方は設計価格が当然わかるわけ。基準ももちろんあるわけですよ。それと比べたらだめですか。ぴったり一致したらどうします。例えば、そして、そういうチェックをして、チェックした記録はどのようにしていますか。

○契約課長

全て入札の一式の中で保管させていただいております。

○川上委員

今度の法改正は、先ほど言った5点があるんだけど、職員を守れという視点もあるわけですよ。そういう意味ではね、これはという事案については先ほど言いましたけども、適切に調査してね、そして適切につていうのは、今言ったような角度ですよ。100%あるいは1者というときのチェックの角度をきちんとしとかなくちゃいけないというふうに思うわけですね。

次にですね、先ほど言いました3点目ですけれども、施工体制台帳及び施工体系図はどのようにこの1者ないし、100%の場合やっているか、お尋ねします。

○契約課長

今のご指摘の施工体系図等につきましては、現在義務づけておりますので、全て契約関係の

書類の中に綴られております。

○川上委員

そのものがあるという答弁ですね。で、これを現実そのとおりになっているかどうかについてはどのように確認するんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

○契約課長

先ほど委員ご指摘いただきましたように、現在工事につきましては、全て施工体制台帳提出をしていただいております。ここで下請関係等が明らかになるわけでございます。その後、当然現場管理等で現場の方には出向きますが、先ほど委員ご質問いただきましたように、この施工体制が間違いなく実行されてるのかということまでの検証についてはできておりません。

○川上委員

当然、変更ということはあると思います。その場合はどういう手続とるんですか。

○都市建設部長

入札が決まりまして、契約を業者と結びます。その中で先ほど委員言われます施工体系図も含めて担当のほうに、提出をさせるわけでございますけれども、その中で下請等が変われば当然その分については変更等の内容を書面をもって、また出していただくというふうな流れになってるといふふうに認識しております。

○川上委員

下請に変更があれば変更届を出すということですね。それで先ほどから言っております1者入札、100%落札の案件については変更の届が出てます。

○契約課長

施工体制台帳の変更が出ているかというご確認でしょうか。施工体制台帳の変更については、私のほうでは確認いたしておりません。出てないという考え方です。

○川上委員

今3点、主にポイントを当てて聞いたわけですね。1者入札で競争性が確保できるのかと、できるわけがないですね、いろいろ言っても。それから、工事費内訳書についても100%になるような案件の場合に関して、チェックする角度が明確になってないと。縦横の数字があつてればそれでいいですよというわけにはいかない。それから3番目は、施工体制が変更も何も届出どおりになってるかどうかをチェックするシステムがないということが明らかになりました。で、1者入札、100%落札の案件について変更の届はないということです。それで、私は、この件については既に透明性の確保という法の要請からいって、調査対象だというふうに思います。それで、総務委員会ないし議会がこうした事態について監視し、チェックしていくというのはもともとの任務ですから、必要ですけれども、行政側としては、適正化指針が言うところの第三者の意見を適切に反映する方策、括弧ということですから、例えばって意味でしょうけれども、学識経験者等からなる入札監視委員会等の第三者機関の設置等と書いてます。これを、ことしの4月改正法の施行ということですので、この際、本市に今緊急に必要な状況があるのではないかと。来年以降とかいうんじゃなくて、今公共工事が多数出ているこの時期に、緊急につくらなければならないのではないかと。そして平成27年度分についてはそこに調査を、監視行為をお願いするということが緊急に必要な段階ではないかと。くどく言えば、こうした事態は、平成26年から1者入札を容認する、これだけ莫大な合併特例債を使った公共工事をやろうとしたその瞬間にね、今指摘しているような問題というのはあったと思うんですよ。

もう内包されておったわけ。このときに国のほうとは別に、今言った入札監視委員会をつくってもよかったのではないかと思います。とりわけ、今後のかかわりとの関係で言えば、もう入札終わってるわけですけれども、新庁舎建設工事にかかわる、及び3つの小中一貫校の建設にかかわる問題については、品質確保も含めて、嚴重に監視行為が必要だというふうに思っています。答弁を求めます。

○契約課長

ただいまのご指摘の外部の委員会につきましては、今のところ検討いたしたことはございません。ただ、内部組織でございますが、入札制度検討委員会、業者選考委員会等がございますので、その中で、今回の大型発注につきましては、随時協議を行ってきたところでございまして、外部の委員会については今のところ検討したことはございません。

○川上委員

答弁を避けるという答弁ですかね。業者選考委員会とは、全く別のものです。国の法律で、第三者の意見を適切に反映する方策を指針として示してるわけです。ぜひ、やってもらいたいというふうに思うんです。

続けて、本市は中小企業振興基本条例を策定したわけですけれども、さまざまな課題があります。その中で、市内業者、地元業者の育成というテーマが大きいわけですけれども、入札という角度からいうと、この分野でどういうことを検討をしているかお尋ねをします。

○契約課長

先に行われました本会議等で一般質問をいただき、また、総務委員会でも委員のほうからご指摘等をいただいております。いわゆる地元業者の保護育成、これにつきましては契約課として第一義的に、当然責務と考えておるところでございます。また、なおかつその業者さんのもとで働いていらっしゃる方々、この労働者の方々が適正な賃金を得られて生活されているということも大変重要なことであるとは考えております。

そういった中で先だってから意見等いただいております公契約条例につきましては、今、内部でいろいろ勉強等を行わせていただいておりますところでございます。先進市、直方市さんが現在制定されておりますので、直方市のほうに出向きまして、今までの策定までの過程等につきまして、現在詳しいことについて、いろいろご指導をいただいております。

○川上委員

今まではできるだけ頑張りますというようなことで、そういうニュアンスの姿勢だったと思いますけれども、この中小企業振興基本条例、みずから市はつくったわけですね。そういう立場から言うと、もっと言えばね、同時並行ぐらいで、この公契約条例については提出してもよかったのではないかとこのふうにも思うんですよ。それで、勉強する、検討するってことなんですけれども、どのような見通しを持っておられるか、答弁を求めます。

○契約課長

直方市のほうでいろいろ話等を聞かせていただきました中で、直方市でこの公契約条例について機運が高まった背景には、公共事業が非常に減っているといった中で、少ない公共事業の中で従業員の適切な賃金確保が非常に厳しい状況にあったということから機運が高まったというふうにお聞きしております。そういった中で直方市につきましては、事業者さん及び働いていらっしゃる方々も、この条例の必要性については積極的に考えておられたということがあったように聞いております。今我々、内部だけでっていう話にはなりませんので、今後も、こういう答弁になって大変恐縮なんですけど、この辺また今の飯塚市の事業者さんあるいは労働者さん方々の意見等もお聞きする中で、検討していきたいというふうに考えております。

○川上委員

そういう関係者のさまざまな意見をきちんと聞いて、積み上げていくというのは大事だと思います。一方で、先進地の事例も既にあるわけですから、飯塚市がこの条例の精神に立って、

相当リードしていかなければ難しいのではないか。その際、私は、提案ですけれども、先ほど言いました100%、1者入札のところでは労働者の賃金はどうなっておるのかね。さらに、その後言いましたけれども、新庁舎建設、それから3つの小中一貫校建設工事、相当な人数の働いている人いるはずなんです。この状態について調べるというふうにしてもらいたいと思えますけれども、その辺はいかがですか。

○契約課長

貴重な意見として参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から7件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市立地適正化計画の策定状況について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室長

飯塚市立地適正化計画につきましては、平成27年度、28年度の2カ年で策定することといたしておりますが、この計画につきましては、策定のスケジュールを見直しましたのでご報告させていただきます。

資料1ページの上段が当初予定しておりましたスケジュールで、下段が修正後のスケジュールとなります。当初は、平成27年度末で素案の作成を終え、4月以降に市民懇談会等の開催によりまして素案全般に対する市民の皆様のご意見をいただく予定としておりましたが、この計画が新たな取り組みとして位置づけられ、馴染みがないことから、丁寧な説明を行っていくために、計画に対する市民意見の募集を2段階で行うことといたしまして、策定スケジュールの修正を行ったものでございます。

まず、5月下旬には、立地適正化計画の基本的な方針や区域設定の基本的な考え方を中心に取りまとめたものを素案として公表する予定でございます。なお、公表の手法としては、まちづくり協議会を中心といたしました市民懇談会の開催などを予定しております。そこでいただきました区域設定の考え方などを反映させまして、8月下旬に都市機能誘導区域や居住誘導区域の具体的なエリアについての公表を行い、ご意見をいただいたうえで、10月に計画の決定を行っていきたくと考えております。なお、5月19日には第4回の地域連携都市政策協議会を開催することといたしております。素案は協議会での協議を踏まえて策定し、公表いたします。素案につきましては、議員の皆様へもお配りさせていただきますので、よろしく願います。

この資料の裏面、2ページ目の資料は、計画の策定状況を飯塚市地域連携都市政策協議会の開催状況でお示したものでございます。今年度3回の協議会開催によりまして、計画を策定していく予定としております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

この飯塚市立地適正化計画の策定状況に対して直接は大きくはかかわらないかと思えますけれども、基本的に旧穎田町、ここが今現在、国土調査、これがもう終わったんですか。

○都市建設部長

国のほうの認可をいただきまして、手続上あと法務局のほうに来週の頭には提出をするということで、後は手続は法務局のほうがどのくらいかかるか等がありますが、手続としてはあと法務局のほうに提出すれば、潁田の国土調査につきましては、終了という形にはなります。

○坂平委員

というのが、基本的に旧潁田町、これ鹿毛馬区の問題もまだ残ってると思います。旧潁田町については合併前から土地の区有地という問題が残ってまして、これを売買したときにはあくまでも60%が区に入る。40%が潁田町というようなならわしがあったような状況があると思います。これ合併当初に私も一度質問をした記憶が残っております。今後、こういう問題が早く解決をしていかないとこのような適正化計画策定についても、例えばその地域の用地で何かをしたいとかいったときには、そういった問題が残っておれば、何もできないと。計画は立てたけど、実際にそういった諸問題が解決してないというようなことになってくると、全く動けないような状況が出てくるだろうと思います。それで、今回国土調査をされた中で、鹿毛馬は別として、国調で法務局に提出できるというのは、勢田地区かな、勢田地区のほうだろうと思います、調べてみると。ここにも区有地、基本的に区有地ということになりますと潁田町、合併後は飯塚市ということになってくるんですけどね。これ固定資産税、これを市が間違っかけてたのか、区という法人格がないのに区に固定資産税をかけて支払いをさせておるといような状況があるのか、ないのか。そういったことを、管財課長がみえてありますんでね、これ早急に調べていただきたいなど。これは、そういったことを精査してないといろんな計画を立てても、全く実施できないということが出てくると思いますんでね。そのあたりは管財課長、どんなふうですか。

○管財課長

委員ご指摘のとおり潁田の土地の市有地の取り扱いについてはいろいろ、これにつきまして、あくまでも市の名義の土地は市の財産であるというふうに認識をしておりますが、一方で、地元の方々のいろいろ意見があるのは事実でございます。市といたしましては、市の財算管理・処分の方針について、地元の方々にご説明を行いながら、適正な事務処理を行っていきたいと考えております。

○坂平委員

これは法務局に国土調査の資料を送る、提出するという事になった、法務局からの確定が出てきてじゃでないと、そういった行動は起こせないんですかね。どちらでしょうか。

○管財課長

今都市建設部のほうは事務処理で、法務局のほうに書類を出しております。その書類につきましては、まだ確定するまでには、法務局の確定受けるまでには時間がありますが、図面自身は、同じように確認できる図面がございますので、またいろいろ今指摘のありました、区が税金を払ってる部分等につきましては、地元とよく調査をする必要がございますので、調査につきましては、できると思っております。

○坂平委員

今管財課長のほうから、法務局の確定の認可が取れなくても、固定資産税を払ってる分、それと払ってない分が仕分けが今図面でもできるということですので、早急にそういった行動を起こしていただいて、この区有地という項目で国土調査の中に上がってる分については、早急に地元の方と調整を図っていただいて結果を出していただきたいというふうに思っておりますんで、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

立地適正化の計画策定スケジュールの見直しということで、その趣旨は、住民、市民の意見をよく聞いて反映させていくということなんですね。お尋ねします。

○地域連携都市政策室長

委員おっしゃるとおり、この計画は今回初めて取り組む計画でして、協議会の皆様方にもやはりいろんなご意見がある中で、やはり丁寧な説明で市民の皆様方のご意見を聞くべきというご意見もございますので、今回こういうふうに２段階に分けて公表していくことにいたしましたところでございます。

○川上委員

私は、まだ不十分性はあるかもしれないけれども、そのような立場でね、スケジュール見直していくというのは大事なことではないかと思えます。その際に、先ほどから議論が少しありましたけれども、計画を立てても実行できないということがないようにということなんだけど、本来あるはずがないんですね。住民が主体となって、立地適正化計画がつけられていくわけですから、住民合意が前提なんです。だから、住民と紛争が残るような計画というのは最初から想定していないので、先ほど質疑があったようなことは起こり得ないと思えます。特に、下勢田の大平山の問題については、道の駅をつくるので、市に土地を少し譲ってくれと、売ってくれという話があったときに、地元から猛烈な反発がありました。防災上の観点、もともと区有地であるという、財産区の財産だということもあって、また上下水道局の施設があるということもあって、希望されたところは売ることができないというような事態がありました。この時に当時、上瀧副市長、助役だったかもしれませんが、が市を代表して答弁して、住民の方々が売却困ると、反対ということを書いてある以上、市は市有地として民間に売却する等のことはできないと、しないというのを議会で答弁して約束したんですね。これ１つの例ですが、繰り返しますけれども、住民合意が前提でつくられる適正化計画でしょうから、税金を納めているところは区有地かもしれないけれども、税金納めてないところは市の土地だから、その辺は線引きを急いでやれというような議論とはね、なじまないというふうに私は思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流事業について」、報告を求めます。

○地域政策課長

「アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流事業について」、ご報告申し上げます。

アメリカ合衆国サニーベール市とは、平成25年12月20日に友好交流関係協定を締結しまして、今年の12月をもって3年間の期限を迎えることとなります。これまで、学校間交流事業を初め、今年度より、民間事業者による大人の交流事業も開始する予定としているところでございます。

現在、6月の中下旬ごろに開催予定になっておりますサニーベール市議会におきまして、本市との友好交流協定を継続するのか、または本格的に姉妹都市提携へと発展させるべきかというところがサニーベール市議会のほうで審議されることとなっております。

本市としましても、その審議結果を踏まえながら、飯塚市の将来を考え、友好交流関係協定の継続から姉妹都市提携へと進展するべきかどうか、事業内容等、効果も含め政策的な判断を検討する必要がありますことから、サニーベール市と今後とも情報交換しながら、継続して検討してまいりたいと考えております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成28年熊本地震について」、報告を求めます。

○防災安全課長

先月4月14日、また、2日後の4月16日に熊本県熊本地方を震源とする平成28年熊本地震について、本市の対応状況をご報告いたします。資料に基づいて説明させていただきます。

まず、地震の概要ですけれども、発生日時4月14日21時26分、いわゆる前震となりますけれども、マグニチュード6.5、最大震度7、これは熊本県益城町で震度7を記録しております。それから、4月16日午前1時25分、本震と言われるものですが、マグニチュード7.3、最大震度7、これ益城町と西原村で記録をいたしております。

本市における震度及び本市と福岡県の災害対策の体制ですけれども、4月14日21時26分飯塚市では震度3、実際の計測震度では2.5。このとき、うちの職員、残業で残っております。21時26分から、いろいろ情報収集に当たっております。また、4月16日1時25分震度4、実際の計測では震度3.8。この時も、14日からの地震、前震により、2名体制でずっと残っております。うちの防災初動マニュアルでは震度4からということになっておりますけれども、今回の地震が、震度7を熊本で計測したということで、4月14日から職員が情報収集のために残っております。同じく、同時に飯塚市の災害警戒準備室を設置いたしました。4月18日1時、13時ですね、熊本地震飯塚市の支援対策本部を設置しております。同じく18日19時15分、これは県の筑豊地方本部が自宅待機態勢をとったことから、飯塚市でも準備室を解除し、自宅待機に切り替えております。

3. 人的被害ですけれども、県へ報告した分としまして、軽傷1名、これは、伊岐須の女性の方が1名軽傷をされております。※のほうに書いておりますけれども、飯塚警察署から4月19日に情報提供がありまして、前震である14日の日に自宅でけがをされた方がおられたと。これを、県のほうにも報告をあげたんですけれども、前震の分は15日で終了しているということで、実際の報告にはあげないでという協議の上、未報告としております。

次に、建物等の被害ですけれども、県への報告するような被害はあっておりません。続きまして、避難状況ですけれども、4月16日4時、自主避難となりますけれども、12世帯20名を確認し、最大で17日の朝6時20分、34世帯56名の方が自主避難をされております。4月18日9時に全員の方が帰られてあることを確認いたしております。

続きまして、飯塚市の支援策ですけれども、義援金の募集を4月18日に本庁、各支所に募金箱を置きまして、募集を始めております。5月9日現在で200万8996円という募金の状況です。

裏面をお願いいたします。続きまして、職員派遣ですけれども、市の独自分といたしまして、現在、阿蘇郡西原村のほうに災害ごみの集積場所の運営支援ということで、行っております。この西原村に決定し、支援を行っている背景としましては、熊本県からの情報をもとに飯塚市において、職員を2人、情報収集のために熊本県のほうに派遣し、5市町村を回ってその中で西原村を1つの訪問先として、決定をいたしております。熊本県からの情報としましては、震度7のところは益城町、西原村という情報と、益城町のほうがいろいろ報道等にもよりまして、ある程度支援が行きつつあるけれども、西原村のほうでは、村であり、職員数も少ないということで、じっくりしっかり見てきてくれというような話もあり、西原村へ訪問し、話を聞いてきたところです。そういうところを踏まえて、情報収集をもとに、飯塚市で決定し、また、嘉麻市、桂川町にも賛同いただき、現在、実施いたしているところです。当初は避難所支援というところでお話があったんですけれども、実際、4月26日から派遣しましたけど、前日にごみの収集先の支援が人が足りてないということで、飯塚市、嘉麻市、桂川町のほうはそちらに当たってもらえないだろうかということで変更をいたし、本日、その分野で業務を行っ

ております。派遣体制ですけれども、当初1班3名、嘉麻、桂川も3名ずつ出されておりましたけど、5月1日からは桂川町さんは1名減の2名体制、また、5月14日からは嘉麻市さんも1名減の体制で今現在行っているところです。

それから、要請に基づく職員派遣としまして、日本水道協会からの要請で熊本市の給水支援とし、4月15日から5月2日まで、計9班延べ29名、派遣をいたしました。次に、これも福岡県の要請により、熊本市のほうに被災住宅の危険度判定を業務とすることで、5月6日3名を派遣いたしております。また、益城町のほうに避難所運営支援としまして、県の市長会の要請により、5月13日から5月19日まで、今現在支援中ですが計3班延べ6名が業務に当たっております。同じく益城町のほうに家屋被害調査、これも市長会からの要請により、5月13日から19日まで、これも支援中で、計3班6名、派遣をいたしております。それから、益城町に給水支援としまして、日本水道協会からの要請により、5月18日から5月25日まで計4班8名、行く予定といたしております。

そのほかの支援としまして、公営住宅の入居、実際、住宅で居住が不能になった方に対して、飯塚市として今13戸を募集をかけております。しかし、今のところ、入居の実績はあっておりません。問い合わせ等で4件ほどの問い合わせはあっております。

次に、救援物資ですけれども、まず飯塚市に保有していましたペットボトルを288本500ミリリットルですけれども、これを19日の午前に、給水支援が行っている便に合わせて、搬送いたしております。それにあわせて上下水道局の保有の7リットルの給水袋を200袋、搬送いたしております。また、追加の支援としまして2リットルペットボトル約12トン分を陸上自衛隊飯塚駐屯地の協力のもと、その日の午後に搬送をいたしております。

次のページをお願いいたします。市民の皆様からの物資の提供ですけれども、4月21日から30日まで、今一時中断をいたしておりますけれども、品目として8品目、これは福岡県が集めておりました品目を集めていました。その表のとおりが数なんですけれども、この8品目以外にもカップ麺と箱ティッシュ等も持ってこられた方がおられましたので、その分もあわせて今現在西原村のほうに人的派遣をしている便に合わせて、徐々に搬送しているところです。報道でも御存じのように、今被災地でもある程度物資等は充足しているということですが、少しずつ運搬してくれという西原村との協議の上、運搬を行っているところです。そこでの、受け入れ場所でのボランティアさんも募集をいたしまして、計7名の方に来てもらっております。

広域一時避難としまして、社会福祉協議会の協力のもと、伊川の郷を広域一時避難として開設をいたしております。これは先ほどの公営住宅の対象者とは異なり、家には住むことができるけれども、地震の恐怖だとか、そういうところで避難されている方に対して、飯塚市のほうで受け入れをするという一時避難の受け入れでございます。しかし、これも、当初西原村のほうに絞って募集をかけていましたけれども、やはり村という性格上、畑をお持ちの方だとか日中、業務に行かれてるということで、なかなか村を離れることはニーズがないということも情報いただき、今のところ西原村の受け入れ対象を他の被災市町村にも広げて受け入れを行っているところです。

最後に、被災地の救援等で使用する高速道路の無料の措置があります。これは5月9日現在で公用分を外しまして、個人団体、合わせまして、延べ26名の方に無料措置の証明を行っているところです。

以上、簡単ですけれども、報告終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員の処分について」、報告を求めます。

○人事課長

職員の懲戒処分につきまして、ご報告いたします。

資料をお配りしておりますが、本事案は平成27年度、経済部におきまして、交付金支払い事務等の業務について、当時、これを担当しておりました40歳代の職員の職務怠慢により、当該交付金の支払いが遅延するなど関係各方面に多大なご心配とご迷惑をおかけした事案でございます。

現在、事務の処理は完了いたしておまして、実質的な損害はなかったものの、市政に対する信用を著しく失墜させた事案でございます。そのため、平成28年4月29日付で当該担当職員を懲戒戒告処分、また管理監督者である50歳代職員に同5月2日付で文書訓告を行いました。

なお、当該担当職員は本年4月1日付けで筑穂支所に異動しておりましたが、平成28年4月30日付で依願退職をいたしております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

人事にかかわることについては市長が最高責任者ということで、議会として述べるのが難しいところも確かにあると思いますけれども、今回の件から、市としてどういう教訓を導いているのか。再発防止のために、どういう取り組みをするのか、お尋ねをしたいと思います。

○人事課長

今回の事案につきましては、事務の進捗のチェック体制、これに問題があったというふうに考えております。このチェック体制強化につきまして、今後機会あるごとに啓発、指導を行ってまいります。

○川上委員

もう少し、掘り下げたことも考えたほうがいいと思います。報道によると、がんばったけれども、間に合わなかったというかぎ括弧付きの発言も出ているわけです。これについて答弁を求めようとは思いませんけれども、例えば、事務量が膨大過ぎたということはないのかとか、悪意のある働きかけが利害関係者からなかったかとか、そういうことを、日常的に見守る仕事っていうのも上位者にはあったと思うんです。事務がきちんとできておりますかっていうだけではない、事務が滞っているかどうかの先、滞っていれば、どういう援助が必要なのかとか、サポートが必要かとか、というようなこともあろうかと思えます。この職員の固有の問題というのも当然あるからこういうことでしょうけれども、全体の教訓を引き出すことが再発防止のためには重要ではないかと思えますので、一言述べておきたいと思えます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第3次公共施設等のあり方に関する実施計画の策定について」、報告を求めます。

○行財政改革推進課長

昨年度策定いたしました公共施設等の総合管理計画に基づき、本年度策定いたします第3次公共施設等のあり方に関する実施計画について、その策定概要についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。1.策定の趣旨につきましては、公共施設等の総量、配置、運営等の最適化を図ることを目的に計画を策定するものでございます。

2の計画期間につきましては、総合管理計画と終期を同じにするため平成37年度までとい

たしております。

3の対象施設につきましては、道路、橋梁等の公共インフラ、既に方向性が決まっている同和関係施設、公共施設ではなく既に民間等へ貸し付けている施設については対象外といたしております。

次に、4の策定方法でございますが、今回この計画は、地域総合整備財団、通称「ふるさと財団」と申しますが、その助成金を活用した産学官連携による「公共施設マネジメント調査研究事業」の指定を受けて策定いたします。助成事業の研究テーマにつきましては、飯塚市における公共施設マネジメント調査研究と公共施設等の包括的維持管理マネジメント調査研究としております。策定体制につきましては、次の2ページの図のほうをお願いします。飯塚市役所、それから大学研究者、官民連携のシンクタンクからなる、任意の研究会を立ち上げまして、そこで調査・研究を行います。その結果をもとに、今回の「第3次の公共施設のあり方に関する実施計画」を策定してまいります。

今後の策定スケジュールにつきましては、5に記載しておりますが、6月には、評価指標を作成いたしまして、9月には指標に基づく計画書案を作成するようにしております。それ以降12月にかけて、議会への報告、それから市民懇談会を開催いたしまして、これらの意見を反映して来年3月までに策定をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

1枚目の策定方法の中で、地域総合整備財団、ふるさと財団の助成金を活用したということなんですけれども、これはどこからどこに幾ら、助成金があるのでしょうか。

○行財政改革推進課長

2ページのフロー図を見ていただきましたらおわかりのごとく、一番上に地域総合整備財団というのがあります。そこから研究費の一部助成ということで、金額にしますと600万円、飯塚市のほうに助成金が出されます。

○川上委員

これは、国のお金がこの財団に入って、600万円が飯塚市に来るということですか。

○行財政改革推進課長

この財源につきましては、宝くじの助成をこの財団がもらって、それが市に来るというような流れになります。

○川上委員

私はこの600万円くらいのお金はもらわないで、これから、市民の共通の財産ですからね、公共施設は。これをどうするかについては、ひものつかない形でやったほうがいいと。大体この図の中に市民というのがないじゃないですか。途中で市民懇談会というのがあります。9月から12月までに少しお話ししましょうということでしょうけど。この図式の中に、大体市民が登場してない。自治会長会とか自治会とかまちづくり協議会とか、よくあなた方入れるじゃないですか。そういうのも入っていない。この600万円があるために、こういう図式になってしまうじゃないですか。考え直したほうがいいんじゃないかなと思います。指摘して質問終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車での交通事故の状況について」、報告を求めます。

○管財課長

公用車事故の状況について、ご報告いたします。配布させていただいております別紙資料の「年度・区分別公用車事故集計表」によりご報告いたします。

1番上の「事故発生件数」の欄をお願いいたします。過去3年間の公用車事故の状況につきましては、平成25年度32件、26年度31件、27年度42件の事故が発生しており、27年度は前年度より11件増加しております。

その下の欄の「区分別件数」の欄には、事故の内容を記載しております。1つの事故で複数の内容の事故が発生した場合がありますので、それぞれ事故の区分に応じて重複して記載しております。27年度の場合は、自損と対物が同時に起こった事件が2件あっております。

平成27年度の事故の内容としては、自損事故が最も多く22件発生しております。前年度より5件増加しております。対物事故は4件で前年度より1件増加、また、車両に傷が発見されるなど、原因不明の事故は11件発生し、前年より3件増加しております。対人事故は発生しておりません。

平成27年度の事故の発生原因の大部分が、運転者が安全確認を怠ったことや、単純な運転操作ミスにより引き起こされたものが大部分でありまして、運転者が安全運転を意識し、また、同乗者が同様な心構えで運転者の補助をしていたならば防ぐことができた事故もありました。

このようなことから、事故を起こした課には速やかにその事故についての原因確認や防止対策について、当事者のみでなく、職場全体で安全運転についての取り組みを行うことを強く指導いたしました。

そのほか、飯塚市職員安全運転管理規程に基づき、安全運転の啓発や各種研修などを行っておりますが、平成27年度も事故を起こした職員に対し、自動車学校での実技を伴う運転適性調査や研修、また、専門機関による新規採用職員を対象にした交通安全実技研修等にも取り組みました。

本年度は、さらなる交通安全研修を行い、公用車事故の再発防止のみならず、未然防止にも踏み込んだ指導を行ってまいります。

最後に、公用車の運転については交通法規の遵守を徹底し、「交通法規を守る公務員としての運転」をモットーに、各職員が今一度基本に立ち返って安全運転を心がけるよう指導を行ってまいります。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「土地明渡等請求事件の提訴について」、報告を求めます。

○管財課長

「土地明渡等請求事件の提訴について」、ご報告いたします。

平成28年4月8日に開催された第2回市議会におきまして、平恒地内市有土地に関する土地明渡等請求を求める訴えの提起について議決を受けましたが、これに基づき、平成28年4月12日付で福岡地方裁判所飯塚支部に訴状を提出いたしました。

これに対し、5月6日付で、被告訴訟代理人名で裁判所へ答弁書が提出されております。その内容といたしましては、第1に請求の趣旨に対する答弁といたしまして、「原告（飯塚市）の請求をいずれも棄却する。」「訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求めています。

また、第2といたしまして請求の原因に対する認否については、追って主張するとしております。

本事件につきましては、第1回口頭弁論が、平成28年5月13日金曜日午後1時10分か

ら福岡地方裁判所飯塚支部で開催されました。口頭弁論では、訴状に対し被告から認否を追って行うとされていることに対し、裁判所に対し5月中に認否について答弁を行うよう、指導を行うことを求めました。

次回裁判は平成28年6月24日金曜日午前10時15分から開催される予定でございます。今後も、顧問弁護士と協議を行いながら裁判を進めたいと考えております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

答弁書が最初出たのは、いつのことですか。

○管財課長

相手方からの答弁書が出たのは、5月6日付でございます。

○川上委員

続いて、事実関係の認否については追ってということなんですけど、この答弁書はいつですか。

○管財課長

先ほど申しました5月6日付の答弁書の中に記されておりました。

○川上委員

5月13日の裁判では相手側の出廷はどういう状況でしたか。

○管財課長

相手方の出廷、代理人の出廷はございませんでした。

○川上委員

出廷しない理由は明らかにされてるんですか。

○管財課長

これについては確認はしておりません。

○川上委員

それは、確認できないんですか。

○管財課長

私どもの弁護士のほうには、確認はしておりません。第1回の裁判につきましては、私どものほうも、当初のやりとりで、書類等のやりとりということで、必ずしも参加する必要はないということと言われておりましたが、参加した次第でございます。

○川上委員

6月14日、次回ということなんですけども、これには相手側、出廷するようになってるんですか。

○管財課長

今回は6月24日でございます。第1回目は公開でございましたが、今回は非公開方式の法廷なるということでございます。そのときには、代理人は出廷されると考えております。

○川上委員

それは、市が考えてるだけで、わからないんですね。

○管財課長

失礼しました。相手方のほうには出廷されますかというような確認はしておりませんが、次回、開廷されますので、そのときには相手方の代理人も出廷されるのではなかろうかというふうに考えて答弁いたしました。

○川上委員

市が訴えたという事実については、市民にはどのように公表していますか。

○管財課長

本件の提訴につきましては、特段、市民の方々に市報、または、ホームページ等ではお知らせしておりません。新聞報道を通じてということになっております。

○川上委員

私は市民に公表して当たり前だと思いますけど、市が公表しないのには何か理由があるんですか。タイミングの問題ですか。6月1日の市報に載せるとかそういうことですか。

○管財課長

今の時点で、市民の皆さんに市報等でお知らせするというような考えは持っておりません。ほかの、例えば訴えの提起につきましても、市報等ではお知らせはしておりませんでしたので、今回の裁判についても、特段、市報等でお知らせするという考えを持っておりませんでした。

○川上委員

議会は議決したんだから、議会だよりに載せるのは当たり前と思います。市は、議会に議案として提示して、可決してくださいと。で、議決したわけだから、それで、市は当然、そういう流れからいって、市民に公表する。市長の責任で公表するべきだと思いますけど。してまずい理由がありますか。

○管財課長

してまずい理由はないと思います。

○川上委員

じゃ、公表してください。公表してもらえますか。

○財務部長

この訴訟につきましては、議会の承認を受けて、実際に今、裁判所のほうに訴状を提出しているわけでございます。その中で、今回、議決を受けました議会に対してこういう形で報告させることで、完結するというふうに考えて、今回報告をさせていただいてるところでございますので、今のところ、市報等で載せるということは考えておりません。

○川上委員

今のところは考えていないということですので、きょう、総務委員会が終わったら、考えください。で、6月1日の、少なくとも市報にはきちんと載せると。そういう措置をとるべきだと思います。

この裁判のかかわりでいうと、こういう裁判やっているんだけど、経過を追いかけていくと、引き延ばしになってるじゃないですか、現実には。何のために引き延ばすんですか。営業行為を続けるためですよ。最近、見に行かれましたか、現地は。

○管財課長

先週末、現地確認をしております。

○川上委員

もう10日ぐらいの間に、土砂の山、2倍になってるじゃないですか。市が不法占有されている土地に、どこから持ってきてるかかわからない土砂がどんどんふえていってるわけですよ。市は、裁判闘う上でも、この土砂、どこから持ってきたか、調べる必要があると思いますけれども、調べましたか。

○管財課長

土砂の搬入元等々につきましては調査しておりません。裁判の中に、今のおっしゃいました、引き延ばしということですが、私どものほうは早急に、相手方に答弁を求め、そして裁判の進行を進めるように裁判所をお願いしているところでございます。

○川上委員

市民の世論なしに、あなた方が裁判で勝つことできません。だから、市民に訴えたということ、今どういう状況になっているかっていうことを世論に訴えなきゃならんのですよ。その責

務、あなた方にあります。裁判を闘う戦術上もね、世論に訴えなければ、勝てないですよ。しかも、あそこに積み上げられている土砂、あれは産業廃棄物じゃないんですか。確認しましたか。産業廃棄物じゃないかどうか。

○管財課長

市有地に積み上げられております土砂につきまして、産業廃棄物であるかどうかという確認はしております。

○川上委員

確認しませんか。あのよう、急速に積み上げられてるんですよ。中に何が入ってるかもわからないですよ、はっきり言って。どこから持ってきたのか、確認すればいいじゃないですか。産業廃棄物ならマニフェストが付いてますよ。ついてないのもあるかもしれない。自分の土地ですよ、市民から預かった。裁判争ってるんですよ、出ていけど。そこにどンドン物が持ち込まれている。それが不法投棄じゃないかどうかと調べるのが市の責任じゃないですか。どこから持ってきたかわからないという状態を、このまま放置するわけいけないと思いますけど。すぐ調べませんか。どこから、どれだけの量、何のために持ち込んでるのか。すぐ調べませんか。

○管財課長

現在、裁判を行っております。顧問弁護士と協議しながら、今後の裁判を進めたいと考えております。

○川上委員

その裁判を闘うためにも、持ち込まれているものが産廃で不法投棄に該当しないかどうか調べる。これ、不法投棄だったらどうですか。裁判、有利になるでしょう。圧倒的に有利になるんですよ、不法投棄なら。調べたらどうですか。調べられない理由がありますか。

○管財課長

何度も繰り返しで申し訳ございません。今、裁判を行っております。いろいろのやりとりの内容で、裁判に影響するかもしれないので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○川上委員

これね、民事で争ってるんですよ、今。不法投棄だったら何になるんですか。何の法律に該当するんですか。何の法律に該当します。

○管財課長

今回の裁判は、民事で行っておりますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○川上委員

いいですか、土地を明け渡しせよという請求、民事争ってるわけでしょ。その最中に確保しなければならぬ土地に、仮にですよ、土砂が山ほどきてるのがわかってるんだから、これが産業廃棄物の不法投棄だったら、廃掃法違反で罰則付きじゃないですか。民事と違うレベルなんですよ。これを闘うというのはね、闘うじゃない、告発することなんですよ。そうであるかどうかをまず調べなければならぬでしょう。常識問題じゃないですか。そしたらね、この土砂、何に使うんですか。この業者は。積み上げた土砂。

○委員長

川上委員にお願いします。今、飯塚市の代理人として弁護士を立てて、そこで、勝訴するために頑張っております。それで、弁護士さんと相談してやっておりますので、そういう裁判の内容とか、こうしろ、ああしろというのは、もう代理人にお任せして要望という形でやっていただけませんか。

○川上委員

飯塚市の不始末によって、行政の不始末によって、市民の大事な財産が今奪われてるわけです。それが提訴しましたと報告が議会にあってるわけでしょ。それについてね、だから裁判で勝つためにどうしなければならないかということを一生涯懸命に今言って、きいてるわけです。

世論に訴えること。弁護士をお願いしてるから、何とかなるでしょうとか、絶対ならない。市民がこの問題で立ち上がらないと解決しませんよ。それともう1つはほかの不法行為、法令違反を起こしていないかどうかをきちんと調べなければならない。この2つがあつてね、闘えるわけですよ、裁判。特に私は、この間、ずっと言ってますけれども、1つは不動産侵奪罪で刑事告発を市はなぜしないのか。すぐやるべきですよ。それから、土地保全の仮処分申請。提訴すべきですよ。申請すべきですよ。こういうすぐできることをしないで、弁護士に任せておりますから、任せてくださいとかね。議会の側も遠慮して、顧問弁護士をお願いしてるんだから、一生懸命やってるようだからというわけにいかない。粉じんで苦しんでいる地元住民の方々、それからすぐ横じゃないですか、高齢者の皆さんの健康のためにスポーツやってるじゃないですか。粉じんに悩んでますよ。騒音にも悩んでいます。こういうの仮処分申請の対象になりますよ、市として。毅然と闘うというのが市の答弁ですから、そのようにはっきりしてもらいたいと思います。市民はこの業者に対して、悪質業者に対して、厳しい視線を向けて、頑張ってるというのと同時に、飯塚市が自分の不始末でこの状態をつくっているということについても厳しい視線を持っています。毅然とした態度で頑張ってもらわなくちゃならない。私が言っている刑事告発、それから仮処分については、十分に検討して速やかに進めてもらいたいと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。